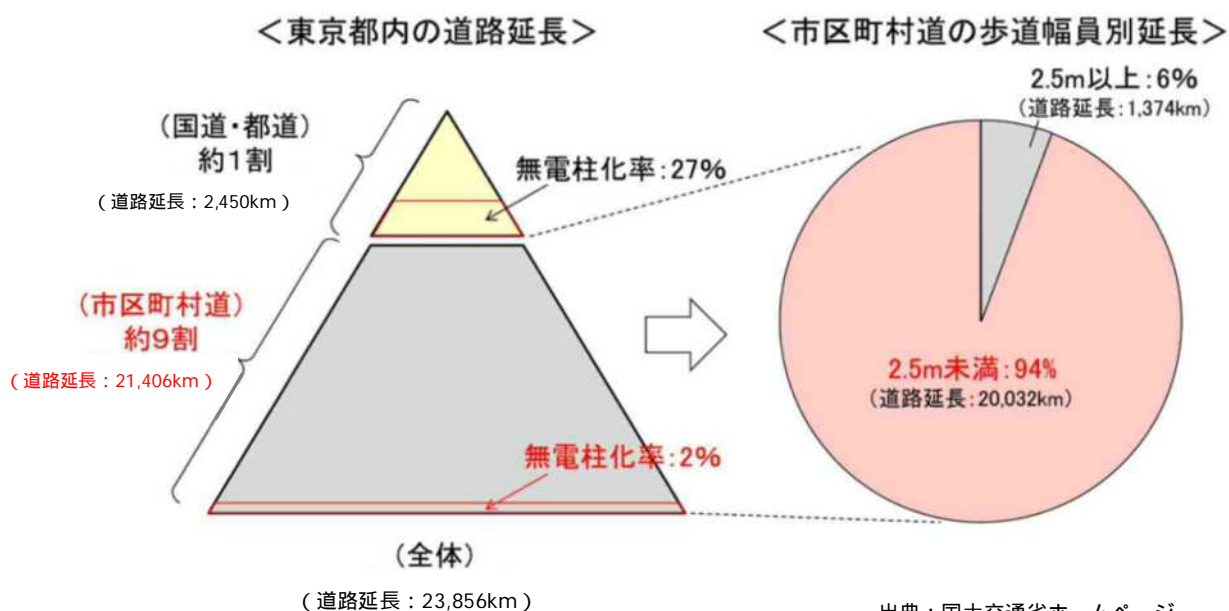


表 2.2 無電柱化率の比較

(無電柱化推進計画等の策定済自治体(東京23区内))

自治体名	道路管理延長	整備済道路延長	整備率	備考
東京都内 区市町村道	約 21,406km	約 428km	約 2.0%	
世田谷区	約 1,094km	約 12km	約 1.1%	
杉並区	約 622km	約 6km	約 1.0%	平成 29 年 4 月時点 (平成 29 年 11 月杉並区無電柱化 推進方針)
練馬区	約 1,049km	約 2km	約 0.2%	平成 28 年 4 月時点 (平成 30 年 3 月練馬区無電柱化 推進計画)
港区	約 223km	約 46km	約 20.6%	平成 26 年 3 月港区電線類地中化 整備基本方針
足立区	約 950km	約 10km	約 1.0%	足立区無電柱化推進計画(平成 28 年度~37 年度)
中野区	約 340km	約 2km	約 0.7%	平成 29 年 12 月中野区無電柱化 整備方針

図 2.4 区市町村道における無電柱化の実施状況(平成 26 年度時点)



出典: 国土交通省ホームページ

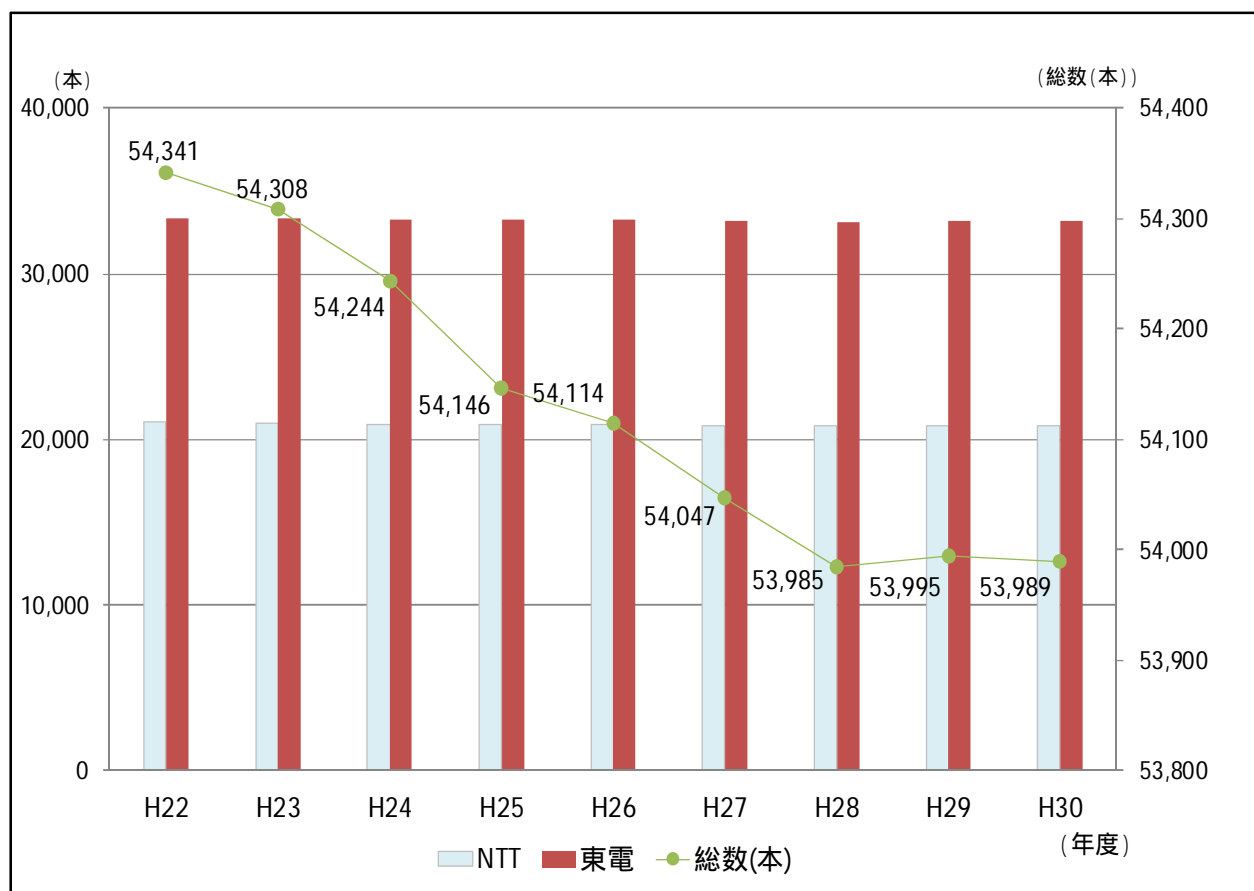
<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chichuka/pdf/PDF07.pdf>

### (3) 区道の電柱総数

平成 30 年度末（2018 年度末）現在、区道に設置されている電柱の総数は、53,989 本（NTT 東日本柱 20,787 本、東京電力柱 33,202 本）となっており、これらの電柱は、電線管理者によって管理されています。

平成 22 年度（2010 年度）以降の電柱総数は、無電柱化の実施に伴い、減少傾向にあります。

図 2.5 区道の電柱総数の推移



参考【無電柱化が実施されていない区道で景観や安全性を損ねている例】

商店街での事例



梅丘通り（梅ヶ丘駅前）

沿道景観での事例



大蔵通り

## 2.3 無電柱化の課題

### (1) 地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保

無電柱化事業では、既に上下水道管やガス管などが埋設されている道路地下空間に、新たに電力線や通信線などの電線類を埋設する必要がありますが、区道は、幅員 8m未満の生活道路（ ）が大半を占めており、その多くは電線類の収容場所である歩道が狭い又は歩道が無い道路であることから、地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保が困難となっています。

このため、地上機器については、道路区域内での設置に留まらず、地上機器を支持柱に添架するソフト地中化方式の導入、道路区域外（公有地や民有地）での地上機器の設置も検討する必要があります。また、電線埋設位置についても、浅層埋設工法の採用などを検討する必要があります。

生活道路...本計画では、区民生活に一番身近な地先道路のことをいいます。

### (2) 地元との合意形成

無電柱化事業は、設計段階から水道、ガスなど多数の企業者との調整が必要になることに加え、支障となる埋設物の移設、電力・通信の供給工事等に段階的に取り組むなど、完成まで長期に渡る事業となります。一般的に道路延長約 400mの無電柱化を実施するためには、約 7年間と長い期間を要するとされています。

このため、工事実施に際して、沿道・近隣住民の方との合意形成が必要となります。また、採用する工法や現地の状況によって、沿道の土地利用などの関係者の協力が不可欠となります。

図 2.6 無電柱化の標準的なスケジュール(出典：東京都無電柱化計画 P6)

道路延長約 400m あたり	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
設計・手続き	■						
支障移設工事			■				
電線共同溝本体工事				■			
ケーブル入線・引込管工事						■	
電線・電柱の撤去							■
舗装復旧工事							■

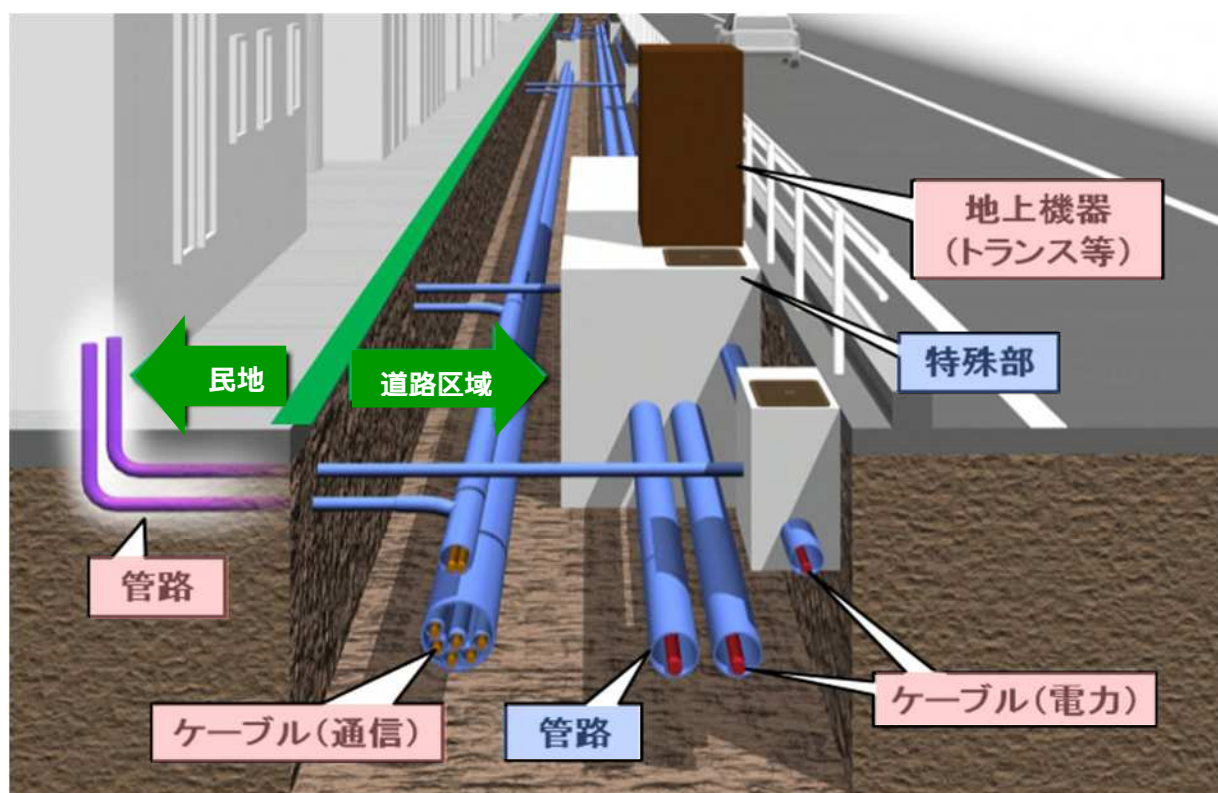
### (3) 無電柱化にかかる多額の費用の低減

現在、無電柱化工法の主流となっている電線共同溝方式の整備には、多額の費用がかかり、電線共同溝施設の延長（以下、「施設延長」（1）という。）1km 当たりで道路管理者が負担する特殊部や管路の整備に 3.5 億円、このほかに電線管理者（電気・通信事業者）が地上機器や入線を行う費用として 1.8 億円がかかり、（全体コスト：施設延長 1km 当たり 5.3 億円（2））道路管理者及び電線管理者の負担が大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。

このため区は、国及び都の補助制度を積極的に活用し、技術開発の動向を見極めながら、更なる低コスト工法の採用を検討する必要があります。

- 1 施設延長とは、電線共同溝施設の実延長をいい、道路の両側歩道に整備する場合には概ね道路延長の 2 倍となります。
- 2 平成 26 年 国土交通省調べ。

図 2.7 電線共同溝施設のイメージと整備に係る費用負担



道路管理者負担額 3.5 億/km	電線管理者負担額 1.8 億/km
-------------------	-------------------

出典：国土交通省ホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi19.html>



## 3. 無電柱化を推進するための方針

### 3.1 計画路線の基本的な考え方

近年の無電柱化への期待感から、無電柱化の必要性はますます高まっており、これまで以上に整備を推進していくことが求められます。一方で、インフラ整備に係る財政負担等の増大を踏まえると、費用対効果の観点から効率的かつ効果的に事業を推進することが重要であり、無電柱化の必要性の高い道路から優先的に無電柱化を図っていく必要があります。

幅員が6mに満たない道路については、無電柱化の整備にあたり技術的な課題が多く、条件が整った場合を除き、現状では整備が困難な状況です。そこで、本計画期間における無電柱化整備路線の選定にあたっては、道路幅員6m以上であることを基本条件とし、以下の各項目に示す基本的な考え方に沿って選定します。

無電柱化の推進にあたっては、優先度を考慮した上で無電柱化を推進する計画路線を選定し「世田谷区無電柱化整備5ヵ年計画」を策定のうえ、計画的に推進します。

#### (1) 都市計画道路・主要生活道路等

都市計画道路や主要生活道路（表3.1参照）の新設又は拡幅整備を実施する路線については、原則として道路工事と同時に無電柱化整備を実施します。

ただし、都市高速鉄道第10号線附属街路等や東京外かく環状道路に伴い整備が予定されている機能補償道路は除く。

#### (2) 無電柱化の3つの目的に資する既存道路

「都市防災機能の強化」に資する道路

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保することに資する路線（緊急輸送道路、公共施設や避難所・災害復旧拠点などを結ぶ路線等）及び防災街づくり事業（ ）を展開する地区の路線について無電柱化整備を検討します。

「安全で快適な歩行空間の確保」に資する道路

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いす利用者も移動しやすい歩行空間を確保することに資する路線（駅周辺拠点500m圏内、商店街、主要公共施設周辺など）について無電柱化整備を検討します。

「良好な都市景観の創出」に資する道路

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図ることに資する路線（風景資産に面する道路、賑わい創出や観光に資する道路、魅力的な沿

道住宅地に面する道路など) について、無電柱化整備を検討します。

防災街づくり事業...地区計画・地区街づくり計画による規制誘導や市街地整備、住環境整備事業による基盤整備を含めた街づくりの総称。

### (3) 面的整備事業等により整備する道路

土地区画整理事業・市街地再開発事業や住宅団地の建替え等の面的整備事業が実施される場合には、事業者に区域内の無電柱化を働きかけるとともに、周辺区道の無電柱化を推進します。

表 3.1 世田谷区における道路の分類(せたがや道づくりプラン P.20)

分類	幅員等	交通の主な機能	代表的な路線
幹線道路	歩道と車道を分離した片側2車線以上の相互通行の道路であり、幅員は22m以上です。	主に長距離の移動に使われることを目的とし、大量の自動車交通を処理する役割を担います。	環七通り 環八通り 玉川通り
地区幹線道路	歩道と車道を分離した片側1車線以上の相互通行の道路であり、幅員は15m以上です。	主に中距離の移動に使われることを目的とし、地域のバス交通や隣接する区や市を結ぶ役割を担います。	世田谷通り 駒沢通り 淡島通り
主要生活道路	歩道と車道を分離した道路とし、整備形態は地域の実情にあわせて行います。幅員は10～13mです。 <sup>1</sup>	幹線道路と地区幹線道路で囲まれたエリアの交通を処理する役割を担います。	赤堤通り 城山通り 梅丘通り
地先道路 <sup>2</sup> (6m以上)	歩行者の安全性を高め、消防車両の通行や消火活動が可能な道路で、幅員は6～8m程度です。	各宅地から主要生活道路や地区幹線道路までを結ぶ道路であり、日常生活の中で利用する最も基本となる道路です。	

その他道路の分類には、鉄道とバスの乗り継ぎなど交通を結節する駅前交通広場や、自転車と歩行者のみが利用できる自転車・歩行者専用道路があります。

- 1 自転車走行環境の整備が必要な場合は、幅員13mを標準とします。
- 2 地先道路には幅員6m未満の道路も含まれますが、計画的な整備を行う地先道路として、本プランでは幅員6m以上の道路を対象とします。幅員が4m未満の道路は、狭あい道路整備事業により幅員4mに拡幅します。

幹線道路



地区幹線道路



主要生活道路



地先道路

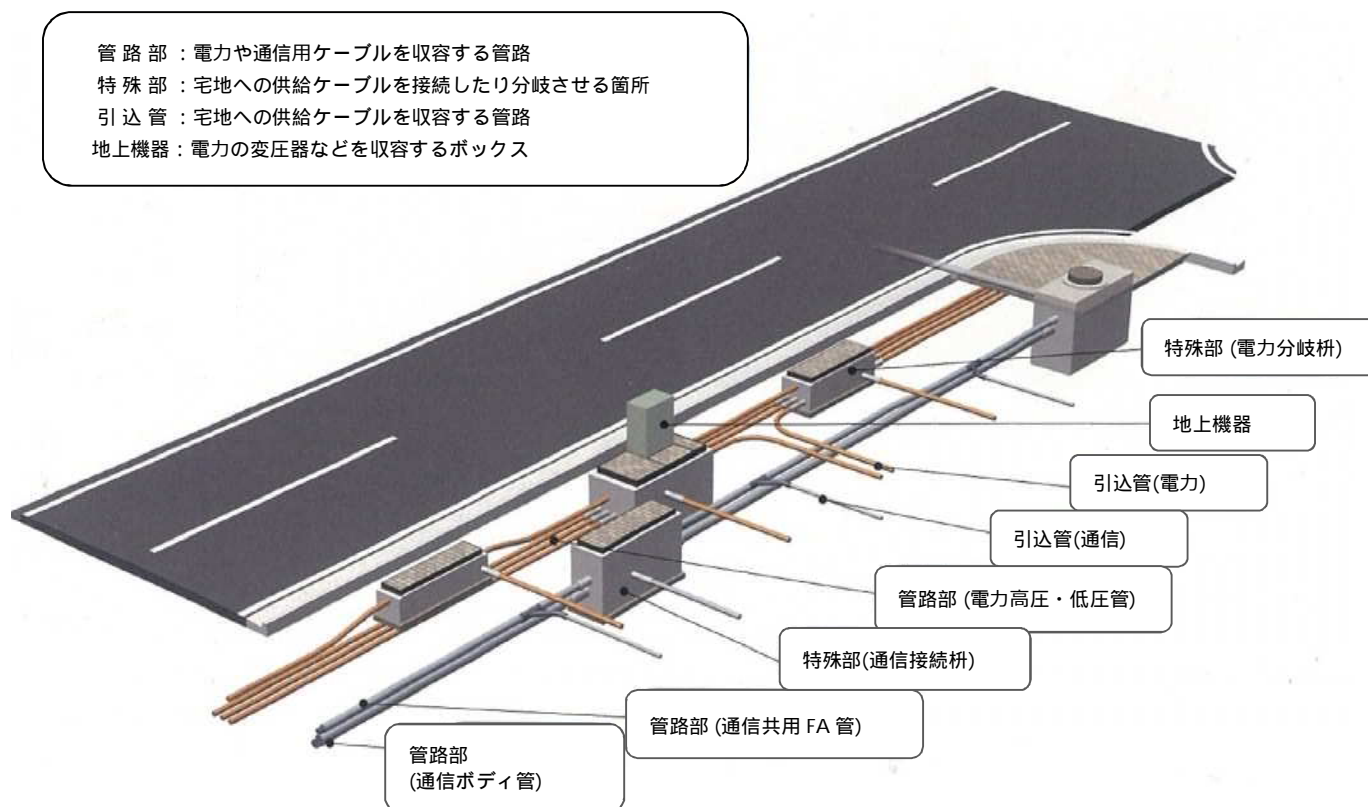


## 3.2 区道の無電柱化方式

区道における無電柱化は、電線共同溝方式を基本として整備を推進します。

電線共同溝とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式のことです。

図 3.1 電線共同溝のイメージ



出典:東京都ホームページ

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000034971.pdf>

既存の区道の大半は、歩道がない、又は歩道幅員が 2.5m に満たない道路です。こうした道路において無電柱化整備を行なうためには、道路外の公共施設や民有地なども活用して、地上機器の設置場所を確保することが必要となります。そのため、地上機器の設置場所の確保が困難な場合には、ソフト地中化方式なども視野に無電柱化に取り組みます。

ソフト地中化方式とは、歩道が狭い、もしくは無いなど、地上機器（変圧器）を設置出来ない場合に、地上機器（変圧器）を街路灯等の柱上に設置する方式のことです。一般的にソフト地中化方式と呼んでいます。



図 3.2 ソフト地中化方式のイメージ（事例：鎌倉市小町通り）



ソフト  
地中化



出典：鎌倉市ホームページ

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/douro/komati-road.html>

## 4. 無電柱化を推進する計画路線

### 4.1 計画路線の選定

令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)の10年間に無電柱化事業の着手を目指す路線を「3.1 計画路線の基本的な考え方」に沿って、以下のとおり選定します。

- ・区が施行する都市計画道路・主要生活道路  
事業中及び「せたがや道づくりプラン」に基づく優先整備路線の全てである32路線。(約10.4km)
- ・既存道路  
無電柱化の3つの目的「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」から各路線を評価し、モデル路線として整備効果が高いと判断される7路線。(約2.0km)

従って、本計画の「計画延長」は、下表のとおりです。

計画期間	計画延長
(令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度))	39路線 道路延長 約12.4km

### 4.2 計画路線一覧と計画路線図

選定した計画路線は、計画路線一覧表(表4.1)及び計画路線図(図4.2)に示すとおりです。

なお、今回選定した路線以外についても、以下の場合等には、適宜、周辺の区道を計画路線に位置づけることがあります。

- ・再開発等の面的整備、大規模団地の建替え、大規模な開発など街づくりが具体化した場合。
- ・周辺道路や前後区間の道路事業の進捗状況により、無電柱化を実施する必要が生じた場合。

表 4.1 計画路線一覧表

	路線名	道路延長(m)
都市計画道路・主要生活道路 (新設・拡幅工事と同時に無電柱化する道路)	1 補助49号線( 期)	200
	2 補助49号線( 期)	525
	3 補助54号線(下北沢 期)	265
	4 補助154号線(明大前駅付近)	206
	5 補助216号線(大蔵 期)	650
	6 補助216号線(千歳烏山駅付近)	370
	7 補助217号線(成城学園前駅周辺)	21
	8 補助217号線(成城一、二、三丁目)	439
	9 区画街路6号線	100
	10 区画街路10号線(下北沢駅前広場)	64
	11 区画街路13号線(明大前駅駅前広場)	12
	12 区画街路14号線(千歳烏山駅駅前広場)	31
	13 主106号線(恵泉付近)	270
	14 主207号線(千歳通り 期)	346
	15 主122号線(六所神社前通り 期)	327
	16 主122号線(六所神社前通り 期)	322
	17 主112号線(松栄会通り 期)	140
	18 主305号線(大道北西)	350
	19 主232号線( 期)	142
	20 補助154号線(松原二~五丁目)	710
	21 補助216号線(鎌田三・四・大蔵六丁目)	390
	22 補助217号線(上祖師谷四・五・六丁目)	160
	23 補助54号線(松原四~六丁目)	780
	24 補助128号線(松原三丁目)	170
	25 補助216号線(北烏山一丁目~南烏山四丁目)	1,030
	26 区画街路7号線(上野毛三~二丁目)	400
	27 区画街路11号線(成城学園前駅駅前広場及び駅前広場導入路)	50
	28 区画街路12号線(成城学園前駅駅前広場導入路)	30
	29 主122号線(六所神社前通り 期)	540
	30 主127号線	830
	31 主229号線(松栄会通り 期)	450
	32 主232号線(深沢八丁目南側 期)	80
都市計画道路・主要生活道路(同時整備路線) 計		10,400
既存道路	特別区道21-A002(世区街5号線)(世田谷区役所通り)	460
	特別区道44-C024外1路線(成城学園前駅北側)	330
	特別区道43-A001(祖師谷通り・駅南側)	300
	特別区道43-C409(祖師ヶ谷大蔵駅駅前広場)	77
	特別区道33-C091(奥沢駅南側)	80
	特別区道21-C373外2路線(明大前駅周辺)	360
	特別区道44-B002(主103号線)(鞍橋通り)	330
既存道路 計		1,937
合計		12,337